別表第二号の五　登録の申請に添付する書類の様式(第25条の10第3項及び第25条の17第3項関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

長辺

1　法人団体個人の別	□法人　□団体　□個人	
2　住　所	都道府県―市区町村コード　〔　　〕	
	〒(　　―　　)	
	電話番号(　　)　　―	
3　氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ	
4　運用開始の予定期日		
5　希望する登録の有効期間		
6　開設の目的		
7　無線設備の常置場所	都道府県―市区町村コード　〔　　〕	
8　無線設備の工事設計の内容	識別符号	
	適合表示無線設備の番号	
	製造番号	
	空中線の利得	
	指向方向	
9　備考		

短辺　(日本産業規格A列4番)

注1　1の欄の記載は、法人、団体又は個人の区別により、該当する□にレ印を付けること。

2　2の欄は、日本産業規格JIS　X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

3　3の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

4　4の欄は、運用開始の予定期日を「H28.12.21」のように記載すること。なお、包括登録の申請の場合にあつては、それぞれの登録局の運用が開始される日のうち最も早い日の予定期日を記載すること。

5　5の欄は、施行規則第9条の規定による登録の有効期間を希望する場合に限り、その期間を記載すること。

6　6の欄は、開設の目的を詳細に記載すること。

7　7の欄は、移動する無線局の登録の申請の場合(包括登録の申請の場合を除く。)に限り、その無線設備の常置場所を「何県何市何町〇―〇―〇何内」のように記載すること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

8　8の欄は、次によること。ただし包括登録の申請の場合は、記載を要しない。

(1)　識別符号の欄は、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者その他総務大臣が別に告示する者が管理する識別符号(通信の相手方を識別するための符号であつて、法第8条第1項第3号に規定する識別信号以外のものをいう。)及び総務大臣により指定された呼出符号又は呼出名称のいずれかを有する場合に限り記載すること。

(2)　適合表示無線設備の番号の欄は、技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号のいずれかを届出に係る無線局ごとに記載すること。複数の無線設備について、適合表示無線設備の番号を一括して記載する場合は、「ABC89001～ABC89010」、「ABC89001、ABC89002」のように記載すること。

(3)　製造番号の欄は、登録に係る無線局の無線設備の製造番号を記載すること。複数の無線設備について、製造番号を一括して記載する場合は、「ABC89001～ABC89010」又は「ABC89001、ABC89002」のように記載すること。

(4)　空中線の利得の欄は、移動しない無線局であつて、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り、その無線設備が使用する最大の空中線利得を絶対利得で記載すること。

(5)　指向方向の欄は、移動しない無線局に限り、指向性空中線を使用する無線局であつて空中線を回転させないで使用する場合に、真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。

9　9の欄は、次によること。

(1)　包括登録の申請の場合に限り、登録の有効期間中において同時に開設されていることとなる無線局の見込数を記載すること。

(2)　他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第25条の10第4項又は第25条の17第4項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の登録の番号を記載すること。

10　移動しない無線局の登録の申請の場合(包括登録の申請の場合を除く。)にあつては、次の資料を添付すること。

(1)　移動しない無線局を通信の相手方とする無線局

申請に係る無線局及びその通信の相手方となる無線局相互間の位置並びにそれらの電波伝搬路及びその距離を記載した回線経路を示す資料。ただし、相互に通信を行う二以上の無線局の登録の申請を同時に行う場合(一の総合通信局の管轄区域内に開設する場合に限る。)は一の無線局について当該資料を添付し、他の無線局については10の欄に当該一の無線局に当該資料を添付した旨を記載することにより、当該資料の添付を省略することができる。

(2)　移動する無線局を通信の相手方とする無線局

申請に係る無線局における業務区域を記載した地図

11　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に記載すること。